

官報

大蔵省印刷局発行

明治二十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

省 令

○農林水産省令第二十七号

元号を改める政令(昭和六十四年政令第一号)の施行に伴い、関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律及び関係政令を実施するため、農林水産大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成元年六月六日

農林水産大臣 堀之内久男

農林水産大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則等の一部を改正する省令

(植物防疫法施行規則の一部改正)

第十二条 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十九号様式(ロ)、第二十一号様式及び第二十二号様式中「昭和」を「平成」に改める。

第二十五号様式、第二十六号様式、第二十八号様式から別記第三十号様式まで及び別記第三十二号様式から別記第三十六号様式まで中「昭和」を「平成」に改める。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。